



工場・事業場などからの悪臭に対する規制方法が変わります。

福山市は、工場や事業場から発生する悪臭について、アンモニアや硫化水素など、悪臭の原因となる22物質の濃度による「物質濃度規制」を行っていましたが、22物質以外による悪臭や複合臭など、様々な臭いに対応出来る、人の嗅覚を利用して悪臭の程度を数値化する臭気指数規制へ変更し、規制対象地域も市内全域に広げることになりました。

臭気指数

臭気指数は、臭いのついた空気や水を臭いが感じられなくなるまで、無臭の空気(水)で薄めたときの希釈倍率(臭気濃度)から算出した数値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (\text{希釈倍率})$$

例 採取した空気を10倍に希釈したとき、においを感じられなくなった場合、希釈倍率(臭気濃度)は10、その臭気指数は10となります。
臭気指数 = $10 \times \text{Log}(10) = 10 \times 1 = 10$

採取した空気を30倍に希釈したとき、においを感じられなくなった場合、希釈倍率(臭気濃度)は30、その臭気指数は15となります。
臭気指数 = $10 \times \text{Log}(30) = 10 \times 1.5 = 15$

規制対象

全ての工場、事業場が対象となります。

なお、事業活動に伴って生じる悪臭で、生活環境を損なうおそれがある場合に規制となります。

家庭や自動車及び建設工事等から発生する悪臭は規制対象外です。

規制地域及び規制基準

臭気指数規制の基準は、福山市内に立地するすべての工場や事業場に対し一律に適用されます。

規制基準は、工場や事業場の敷地境界線上の臭気、気体排出口から排出された臭気及び排出水に適用されます。



規制地域

区域の区分	該当地域
第1種区域	第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域
第2種区域	近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域， 市街化調整区域，都市計画区域外
第3種区域	工業専用地域

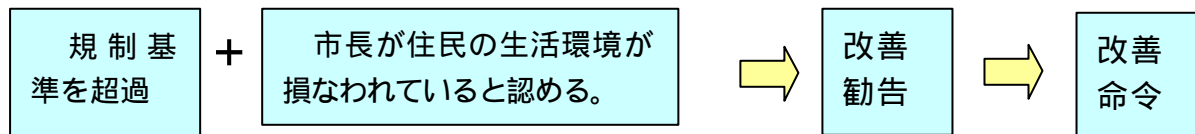
規制基準

区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
1号規制基準 (敷地境界の規制基準)	12	15	18
2号規制基準 (気体排出口の規制基準)	排出口から排出した臭気が，地表に着地したときの最大濃度が事業場敷地境界線上の規制基準に適合するように，大気拡散式を用いて事業場毎に算出します。		
3号規制基準 (排水の規制基準)	28	31	34

敷地境界線での規制基準(第1号規制基準)をもとに，煙突等の排出口の規制基準(第2号規制基準)，排水の基準(第3号規制基準)は，計算式により求めます。

規制基準の遵守

下図の 及び の両方に該当する場合，市長は改善勧告を行うことができます。この改善勧告に従わない場合は，改善命令を行うことができ，命令に違反した者には罰則が科せられます。(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)



(施行後1年間は改善命令の措置は猶予されます。)

工場及び事業場の皆さんへ

事業者のみなさんは，事業所からの悪臭発生状況を再度点検し，適切な悪臭防止対策を行うようお願いします。

施行日

平成16年12月1日から施行

福山市環境部環境保全課
〒720-8501
広島県福山市東桜町3-5
TEL 084-921-2111